

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

なお、本プロポーザルは平成29年度以降の契約の準備行為であり、契約の締結は本事業に係る予算が成立し、予算配当があることを条件とします。

平成29年1月23日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

(仮称)世田谷区第3期文化・芸術振興計画策定支援業務委託

(2) 目的

世田谷区では「世田谷区文化及び芸術の振興に関する条例」第3条を基に、文化及び芸術の振興を図るための計画を策定し、振興施策を推進するものと定めている。平成19年度を初年度として策定した「世田谷区文化・芸術振興計画」は、社会情勢等の変化を踏まえ、二度にわたる調整計画の策定を経て、平成26年度から4か年を第2期計画とした「世田谷区第2期文化・芸術振興計画」を策定し、取組みを進めてきた。これまでの取組み、また、社会情勢の変化、区民意識の状況を踏まえ、新たな第3期文化・芸術振興計画(平成30年度～平成33年度)策定を見据え、検討会議体の資料作成及び運営支援、企画立案、国・他の自治体の取組み状況や社会動向等の情報収集など、計画策定に係る支援業務委託の事業者を選定する。

(3) 業務内容

以下の項目について委託する。

外部環境変化整理

行政他分野の整理

上記～の分析及び報告書の作成

原案の作成

骨子案の作成

素案と案の作成

「第3期計画」策定検討委員会の事務補助等

区民意見募集の結果検証と案への反映作業

事業全体のスケジュール管理

「計画」の印刷・製本

(4) 履行期限

契約の日から平成30年3月28日(水)まで

2 参加資格

次の要件を満たす事業者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項(同令第 1 6 7 条の 1 1 第 1 項において準用する場合も含む。) の規定に該当する者でないこと。また同条第 2 項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 過去に同種・類似の調査分析及び行政計画策定支援業務を受託した実績があること。

3 提案書の提出者を選定する基準

本件では提案書提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価基準

提案書は、以下の内容について採点方式により評価する。

- (1) 事業者及び担当者の実績及び経歴等
- (2) 業務の実施体制
- (3) 業務の実施に必要な内容についての理解度等
 - 文化・芸術振興に係る法令や世田谷区の計画
 - 世田谷区の特色・魅力
 - 東京 2 0 2 0 オリンピック・パラリンピック大会を視野に入れた文化・芸術振興の有効な取り組み
- (4) 業務実施方針
 - 「第 3 期計画」を的確かつ効率的に作成する手法・能力
 - 「第 3 期計画」策定検討委員会の補助等を的確に行う支援能力
 - 工程計画の管理能力
- (5) 提案内容の明確性、実現可能性
- (6) 見積金額及び内容の妥当性

5 手続等

(1) 担当部課

世田谷区生活文化部文化・芸術振興課 担当 武藤・桑門
〒154 - 8504 世田谷区世田谷 4 - 2 1 - 2 7 第一庁舎 1 階 5 番窓口
電話 0 3 - 5 4 3 2 - 2 1 2 8 FAX 0 3 - 5 4 3 2 - 3 0 0 5

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：平成 2 9 年 1 月 2 3 日 (月) から平成 2 9 年 2 月 3 日 (金) まで

交付場所：区ホームページ [くらしのガイド](#) [楽しむ・学ぶ](#) [文化](#) [文化・芸術に関する計画・方針等](#)にて公開及び (1)

交付方法：区ホームページからのダウンロードまたは (1) の窓口で配布

- (3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法
受領期限：平成 2 9 年 2 月 3 日 (金) 午後 5 時まで
提出場所：(1) に同じ
提出方法：持参または郵送 (締切日必着。郵送は、書留郵便に限る。)
- (4) 提案書の受領期限並びに提出場所及び方法
受領期限：平成 2 9 年 2 月 2 7 日 (月) 午後 5 時まで
提出場所：(1) に同じ
提出方法：持参または郵送 (締切日必着。郵送は、書留郵便に限る。)

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金：免除
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約相手先との随意契約により締結する予定の有無：無
- (5) 関連情報を入手するための照会方法
担当部課、区ホームページ、区政情報センターなど
- (6) 区は、世田谷区情報公開条例に基づき、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由 (審査経過等) を公表することができる。
- (7) 平成 2 9 年度予算の議決を条件に、審査により特定された「契約優先交渉相手方」と契約締結の交渉を行う。契約不調の場合は、評価により順位付けされた上位の事業者から順に、契約締結の交渉を行う。
- (8) 詳細は説明書による。